

駐車監視員活動ガイドライン

【東大和 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道5号	青梅街道	東大和市向原6－1414先	青梅橋交差点署境	武蔵村山市岸2－7先	8－20
2		新青梅街道	東大和市清水6－1126先		武蔵村山市中原3－2先	8－20

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道43号	芋窪街道	東大和市蔵敷2－325先蔵敷公民館北交差点	東大和市桜が丘3－44先西武線玉川上水駅	8－20	
			東大和市上北台1－3先	東大和市上北台1－800先	8－20	
2	市道	桜街道	東大和市南街5－97先東大和市駅交差点	武蔵村山市大南5－69先	8－20	
3	市道	江戸街道	武蔵村山市学園3－96先緑が丘出張所前交差点	武蔵村山市中原2－50先	8－20	
4	市道	大和中央通り	東大和市清原3－1先	東大和市上北台3－365先	8－20	
5	市道	けやき通り	東大和市清水1－750先武蔵大和駅西交差点	東大和市向原4－36先	8－20	
6	市道	いちよう通り(八幡通り)	東大和市奈良橋4－629先郷土博物館入口交差点	東大和市立野3－1344先	8－20	
7	市道	ハミングロード	東大和市中央1－1先南高木交差点	東大和市南街4－18先南街四丁目交差点	8－20	
8	市道	用水北通り	東大和市向原6－1408先	東大和市清原3－1先	8－20	
9	市道	ゆりのき通り	東大和市向原4－21先	東大和市新堀3－18先	8－20	
10	主要地方道55号	所沢武蔵村山立川線	武蔵村山市本町6－28先	武蔵村山市榎1－19先	8－20	
11	主要地方道59号	多摩大橋通り	武蔵村山市三ツ藤1－1先本町一丁目交差点	武蔵村山市伊奈平3－3先	7－14	
12	市道	団地東通り	東大和市上北台1－1066先東大和警察署交差点	武蔵村山市大南5－69先	8－20	
13	市道	団地西通り	武蔵村山市学園3－37先	武蔵村山市学園3－96先緑が丘出張所前交差点	8－20	
14	市道	薬師通り	武蔵村山市岸1－11先	武蔵村山市三ツ木4－2先	8－20	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺	－	最重点路線の時間帯と同じ
2	重点路線周辺	－	重点路線の時間帯と同じ
3	西武線玉川上水駅周辺	8－20	
4	西武線東大和市駅周辺	8－20	
5	向原地区	8－20	
6	岸・三ツ木地区(岸1丁目、三ツ木1～2丁目)	8－20	
7	本町・中央地区(本町1～2丁目、武蔵村山市中央1～2丁目)	8－20	
8	神明地区(神明1～4丁目)	8－20	
9	中原・残堀・三ツ藤地区(中原1～3丁目、残堀5丁目、三ツ藤)	8－20	
10	榎地区、学園地区、大南地区	8－20	
11	東大和市中央地区、蔵敷地区、立野地区、仲原地区、清水地区、南街地区、清原地区、新堀地区	8－20	
12	芋窪地区(芋窪3～6丁目)	8－20	
13	奈良橋地区(奈良橋4・6丁目)	8－20	